

## 42. 107. 35

## 国又は地方公共団体と関連する組織又は団体であると誤認を生ずるおそれがある商標（「〇〇審議会」「〇〇公団」「〇〇協会」等）の取扱い

国又は地方公共団体と関連する組織又は団体であると誤認を生ずるおそれがある商標については、原則として次のとおり取り扱うこととする。

### 1. 「〇〇審議会」「〇〇公団」「〇〇公社」からなる商標

「〇〇審議会」「〇〇公団」「〇〇公社」からなる商標（法人格を表す文字を有する場合を含む。）については、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとする。

ただし、出願人が国又は地方公共団体と関連する組織又は団体である場合はこの限りでない。

＜該当するとされた事例＞

- ・商標「〇〇権登録審議会」
- ・商標「〇〇物産公社」
- ・商標「〇〇調査庁」

### 2. 「〇〇協議会」「〇〇調査会」「〇〇協会」等からなる商標

#### (1) 法人格を表す文字を有しないもの

「〇〇協議会」「〇〇調査会」「〇〇協会」等からなる商標であって、次のいずれかに該当するものについては、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとする。

ただし、出願人が国又は地方公共団体と関連する組織又は団体である場合はこの限りでない。

- ①特別の法律により設立等された法人の名称と誤認を生ずるおそれがあるもの
- ②国又は地方公共団体と関連する組織又は団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの
- ③国又は地方公共団体が定めた許認可等の業務を行っている団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの

＜該当すると考えられる例＞

- 商標「労災防止協会」
- (労働災害防止団体法第8条に定める「労働災害防止協会」と誤認を生ずるおそれがあるもの)

- 商標「〇〇県物産振興協会」 (地方公共団体と関連する団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの)
- 商標「全国商標法検定協議会」 (国が定めた許認可等の業務を行っている団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの)

(2) 法人格を表す文字「一般社団法人〇〇協会」、「公益社団法人〇〇協会」等を有するもの

(ア) 出願人が自然人であるとき

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6条（又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第9条第4項）の規定に反することから、商第4条第1項第7号に該当する。

(イ) 出願人が当該商標が表す法人以外の法人であるとき

自己の法人名と異なる法人名を自己の商標として採択・使用することは、商取引の秩序を混乱させるおそれがあることから、商第4条第1項第7号に該当する。

### 3. 他の拒絶理由の適用

商標が商第4条第1項第7号に該当するものであって、かつ、他の拒絶理由（例えば商第4条第1項第6号、同第8号、同第15号等）に該当する場合は、全ての拒絶理由を通知する。

#### 【参考1】

●一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）  
第六条 一般社団法人又は一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

●公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）

第九条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

（略）

4 公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

5 何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

## 【参考2：団体名称に使用される文字の語義】

(出典：①広辞苑第五版(1998.11.11発行)：岩波書店

②法令用語辞典第六次改訂第5刷(2000.3.10発行)：学陽書房)

文 字	語 義
審議会	<p>①行政機関が政策立案などにつき、学識経験者や利害関係者の意見を反映させるために設置する合議制の諮問機関。</p> <p>②国の行政機関に附属し、その長の諮問に応じて、特別の事項を調査、審議する合議制の機関に付される名称である。この種のいわゆる諮問機関は、各省各庁に多数設置されており、固有名詞としては、何々審議会というのが多いが、その所掌事項の内容に応じ、何々協議会、何々調査会、何々審査会というような名称が付されているものも少なくない。(略)</p> <p>この種の審議会は、地方公共団体その他の団体に附置される場合もある。</p>
公 団	<p>①公共的事業経営のための特殊法人の一。第二次大戦後の経済再建や統制経済のために政府の全額出資で設けられた産業復興公団・食糧配給公団の類は、現在はほとんど解散廃止。私企業に期待できない事業の遂行のために昭和30年代から設けられた住宅都市整備公団・日本道路公団など。</p> <p>②法律によって設立される特別の公法人のうち、法律に定められた一定の公益的事業を営むことを目的とする公法人であって、「…公団」という名称が付されているものをいう。(略)</p>
公 社	<p>①公共企業体の別称。特に、日本国有鉄道・日本電信電話公社・日本専売公社を三公社といったが、現在はすべて民営化。(略)</p> <p>②「公社」は、米国のパブリック・コーポレーション ( p u b l i c c o r p o r a t i o n ) 又はガバメント・コーポレーション ( g o v e r n m e n t c o r p o r a t i o n ) を範とし、公共の目的を担保するために、必要な公的管理支配の下に独立の経営体として高度の自主性を有する新しい型の公企業の経営体として、国の全額出資によって設立された特別の法人で、政府関係法人の1種である。(略)</p>
協議会	<p>①掲載なし</p> <p>②通常、行政機関に附属し、その長の諮問を受け、特定事項を協議する(調査審議する)合議制の機関をいう。審議会、調査会等と同様、諮問的・調査的の性質を有し、官庁たる委員会とは異なる。(略)</p>

	<p>国、地方公共団体以外の団体等にも法令上協議会という名称を付した諮問的機関が置かれることがある。(略)</p> <p>地方自治法に定める地方公共団体の協議会は多少特殊のものであって・・・(略)</p> <p>特定の団体の名称として用いられることがある。</p>
調査会	<p>①掲載なし</p> <p>②国、地方公共団体等の機関に附置される合議制の諮問機関の1種。通常、その所掌事務の内容が特に調査的のものである場合に、この名称が付されている(地方制度調査会、税制調査会等)。</p>
協会	<p>①ある目的のため会員が協力して設立・維持する会。</p> <p>②人又は財産の集合体であって、団体としての組織を有し、社会的には1個の単一体としての存在と機能を有するものをいう。団体というのと大体同意義であるが、団体の名称として用いられることが普通なので、昭和50年法律64号による改正前の政治資金規制法3条2項では、団体の例示として用いられた。</p> <p>法令上、他の語と複合して特定の法人の名称に用いられることもある。例えば、日本放送協会、信用保証協会…のごとくである。</p>

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第7号\(公序良俗違反\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第6号\(国、地方公共団体等の著名な標章\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第8号\(他人の氏名又は名称等\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号\(商品又は役務の出所の混同\)」の審査基準](#)